

条件書 MV02(2)_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
2. 契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供するヘルプデスクサービス内容は、次のとおりとします。
 - (1) 乙は、本条件書第4項で定める「特定者」からの「ソフトウェア」の操作に関する問い合わせに対し、電話で回答するものとします。
 - (2) 前号の回答は、「ソフトウェア」所定のマニュアルまたは取扱説明書等に記載されている内容の範囲内とします。
 - (3) 乙は、受付件数、受付日、問い合わせ者の氏名を毎月1回甲に報告するものとします。
3. 本契約第3条第1項に次の条項を追加します。
 - (1) 甲が「受付履歴情報提供サービス」の付加を選択した場合、乙は、本条件書第2項第3号にもとづく甲への報告に、甲の問い合わせ内容および乙の回答内容を追加します。
 - (2) 甲が「ヘルプデスク対象アプリケーション追加サービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は、次のとおりとします。
 - ① 乙は、「ソフトウェア」に別途甲乙が合意し、注文書で特定するコンピューター・プログラムを追加します。
 - ② 甲は、乙が本サービスの実施に必要な機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム(以下「必要器材」という)を甲の費用と責任で調達し、乙に無償で貸与するものとします。
 - ③ 「必要器材」は、別途甲乙で協議し、選定するものとします。
 - ④ 乙は、「必要器材」を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、本契約履行の目的以外では使用しないものとします。
 - ⑤ 本契約が終了した場合、乙は「必要器材」を速やかに甲に返還するものとします。
4. 本契約第4条に次の条項を追加します。
 - (1) 甲は、注文書記載の人数を限度に、乙への問い合わせ担当者(以下「特定者」という)を選任し、乙に通知するものとします。
 - (2) 乙への問い合わせは、「特定者」に限定するものとします。
5. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。
本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
6. 本契約第8条に次の条項を追加します。
甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

以上